

# 保証刀禰について

秋 宗 康 子

【要約】 律令制の解体過程で、地方政治の実権は郷長から郷司に移行する事が知られている。この郷司のもとにあつて補助的役割を果したと思われる刀禰は、統合力の弱かつた五保の組織に代つて、京師では保、村落では村を単位に在地有力者（実際に村落に居住し、私出挙なども行い、従類などを従えて、公田・庄田・墾田を耕作する大名田堵的存在の者）であつて、京職及び国衙の所管のもとに、非違の檢察、私有地の確認等を任務としていた。また、墾田のみの私有を許された特殊な私有権の段階で、荒野開墾の許可、彼等を中心として開発を行うなど、村に於ける共同体的役割をも果していたが、口分田と墾田の所有権の等質化が一般的になつた段階では、刀禰は名主の中に発展的に解消して行つたと思われる。

## はじめに

律令国家の変質・解体過程の研究、特に国衙領の変質の研究は、本来律令体制にとつては外部的要因であつた荘園制の成立発展の研究に比して立ちおくれの感があつたが、ここ数年来その重要性が認識されて、先輩諸兄の努力が結集されつつある。特に農村構造に最も密接に関係する地方政治組織について、制度的側面から松岡久人氏<sup>①</sup>が、又生産

構造の側面から吉田晶氏<sup>②</sup>が、郷司の成立について相次いで論文を発表された。

松岡久人氏は、郷戸——五保——郷長の系列による地方行政組織は、平安初期刀禰勢力の抬頭と相前後してくずれ、郡衙が細分されて小地域別租税徴収機構が刀禰勢力を中心として形成された事を明らかにされ、吉田晶氏は、郷長による支配は、大化改新前より存在した氏族共同体の遺制を利用しつつ、原則的にはその族長性格を排除しつつ成立

していたのであるが、氏族共同体遺制の崩壊につれて、郷長の役割を果し得なくなり、有力家父長・郡雜任・公的代表者としての刀禰、更に彼等を組織して一郷の代表者である郷司にその役割をとつて代られる様になることを明らかにされた。私もこの筋道についてはおおむね賛成であり、啓発されたところが少なくないが多少の異論もあり、殊に郷司を中心に考察されたため、その末端組織である刀禰の性格が曖昧にしかとらえられていないので、この点についてのべたいと思う。

- ① 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』二一五号。
- ② 吉田晶「郷司制成立に関する若干の問題」『ヒストリア』二  
三号。

一

律令村落の末端行政機構であつた五保は、五家相保つて、非違の檢察・犯過人の摘発・保内戸口の移動の管理、不幸にして逃亡が生じた場合、その追跡と口分田の均分佃食・租調代輪の義務が課せられていた<sup>①</sup>。この五保が同族的血縁的結合と地縁的結合といずれを原理として結ばれてきたかによつて、村落の性格も大きく左右されるであろうの

に、未だはつきりしない。石母田正氏は<sup>②</sup>「喪葬令身喪戸絶条古記に「四隣五保謂四隣并五保也」とあるところから、五保が隣接する五戸から成つていたとすれば四隣と五保を特に区別する必要がない。②公式令須責保条義解に「当保泉遠、無便就責者、随宜取当処之人」とあるところから、保の構成は必ずしも同一場所に隣接していない。③大宝二年美濃国加毛郡半布里の戸籍に、秦人姓のみで構成している五保が三、秦人に關係深い不破勝族を一戸含むだけの五保が一で他の五保は県主族を中心に構成されている事から、「秦人という帰化人が村落内においても一定の場所にかたまつて聚落していた事の反映」であるという可能性も考えられながら、「必ずしも隣接する五保で組織せず、同じ郷内ならば同族的結合の強い所ではそういう關係を基礎として編成したであろう」とされ、松岡氏もそれを繼承して四隣とは異なる人的結合組織であつたと考えておられる。第一に四隣と五保の關係について、戸令五家条に相当する唐令では、開元七年令に

四家為隣、五家為保、…中略…保有長、以相禁約<sup>④</sup>

開元二十五年令に

諸戸皆以隣聚ニ相保、以相檢察、勿<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>非違、如<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>遠客來過止宿、及保内之人有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>行詣、並語<sub>レ</sub>同保<sub>レ</sub>知。

とあるが、我令では、獄令犯死罪条に四隣、喪葬令身喪戸絶条に四隣五保の語が出て来るのみで、その性格と構成を定めるべき戸令の諸条には五保に關してのみ規定していることは、唐令の四隣と五保に構成上の差を認めなかつたので、四隣を採用せず五保にその役割を果させたと考える。

第二に、五家条古記に

一戸之内縱有<sub>レ</sub>十家、以<sub>レ</sub>戸為<sub>レ</sub>限。不<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>家多少<sub>レ</sub>也。但一戸之内人至<sub>レ</sub>於他保<sub>レ</sub>有家者、量<sub>レ</sub>便而割入<sub>レ</sub>他保<sub>レ</sub>耳。

とあり、五保が地縁的に結ばれたと解釈する説もある。

第三に戸逃走条・犯死罪条・身喪戸絶条共に近親者(戸逃走条では三等親まで、身喪戸絶条義解では五等親まで、同古記では本宗並びに外祖父母までを含む)と五保を相対立する概念として使用している点、及び、新らたに戸籍に附する場合や罪を犯した婦人が出産の爲出獄を請う場合に、何人かの保証を必要としたが、五保の内の人があるに當ることが多かつた<sup>⑤</sup>。しかるに親屬は偽証しても罪を減じられる場合がある(詐偽律)ので保証となることを禁ぜられていた。

この双方を考え合せると、五保は少なくとも原則としては血縁關係で結ばれたのではないと考え得る。第五に奈良時代の土地売券に五保が近接五戸で構成されたいしことを示すものがある。天平十七年に山城国宇治郡賀美郷の人手治宿禰大國が藤原南夫人に賀美郷提田村の家及び地七反、山二町を賣いだ<sup>⑥</sup>ので、藤原南夫人から檢知使が実地にやつて来て地数及び所在の倉屋の数を計録した時、その地の東には矢田部麻呂の家、西には宇治連奈多麻呂の家、東北には道守臣人足の家があり、南は大國自身の家、北は草山道に接していたと云う。ところが先に天平十二年に大國が岡屋郷戸主道守臣人足からこの地を買つた際、相見聞証として、保長宇治連齋以下矢田部造麻呂、葦占臣東人、出雲臣真梗が加署して居り、このうち葦占臣東人は天平十七年優波塞貢進解<sup>⑦</sup>によつて加美郷の戸主であつたことが解る。即ち當事者である大國の戸をいれて、右の五戸が保を結んでいたと思われ、おむね近接戸で構成されている。又保を結んでいたという確証はないが右とよく似た例として天平勝宝元年十一月廿一日附の柘植郷長解<sup>⑧</sup>によると、敢朝臣梗と石部石村・印代万呂・筆取壬生淨足・税長石部果安麻

呂が加署しているが、敢朝臣穂万呂は売買地の南側田の有者であり、西側田は石部石村と同姓の石部大万呂のものであつた。尚天喜四年藤原実遠所領田畠目録<sup>⑩</sup>の中に阿押郡印代郷とあり、印代万呂もこの地域に土着する者であつたろう。以上を総合して五保は原則的には近接性をもととして結ばれたと考へ得る。美濃国半布里の例は、石母田氏も考へられた様に帰化人が地域的にも固まつて居住していたことの反映と解釈すれば、積極的な反証にはなり得ないと思ふ。

この様にして結ばれた五保に課せられた義務は前述の通りであるが、五保が生産にとつても必要な共同体であつたかについては疑問がある。逃走戸の口分田は残りの四戸の共同耕作によつて租調が代輸されるのでなく、近親者を加えた者達の間に、均しく分割されて、佃くられるべきと規定されているのもその一証となる。殊に保長の性格を考えると一層その感を深めるものである。半布里の場合、三浦周行氏も着目された様に五保の筆頭者を保長と考えると、年齢の序列から云つても、有勢戸（戸口が多い、奴婢を所有する、有位者である等）の観点から云つても何等優位を示し

ていない。前述の加美郷の五保の場合保長である宇治連奈多麻呂の戸の性格をうかがうものは何もないので断言をばはかるが、保子である宇治宿禰大國の戸主宇治宿禰水通は天平宝字五年に宇治郡の擬大領であり正八位上の官位をもつていたから、後者の方が有勢戸であろうと思われる。又近江国愛知郡大國郷の場合<sup>⑪</sup>、延暦十五年に保子であつた若湯坐連広津が二十二年後の弘仁九年に保長となつてゐる。即ち保長を選ぶのに何を基準にしたのかよく解らない点、郷長及び里正の任用とよく似た性格を持つてゐる。更に逃走戸を追訪しても、それは義務であつて徭役免除その他の恩典には何も浴さないし、強盜殺人等の犯罪があつた場合、主司にとどけ出ないと一日のおこたりに対して杖六十<sup>⑫</sup>というきつい罰を加えられた点も郷長の職務が責重くしてむくいられることのなかつた点と軌を一にしている。保長が保子を統轄する何らの力を持たないことは五保自体がも早や平等な五戸によつて構成されているのではない以上、五保の結合自体が強固でなかつたことを示すものである。

以上五保は地縁的結合をもととして結ばれたが、その結合はあまり強いものではなく、殊に保長の選任については

郷長の選任について見られたと同様に、共同体的諸機能を我身に集中して成立している律令制が、現地において共同体的機能を果し得る者を意識的に排除しようとした意圖を汲み取ることができる。従つてこの様な性格の五保によつてなされた保証は、厳密な事実の確認という意味で重要なのであり、それ以上の力(例えば私有が侵された場合に五保の力で排除する等)を持たなかつたと考える。

次いで保証人と並んで加署した郡雜任や税長の場合、この時期の土地売買が正税・庸米・官稻を支払う為になされることが多いから、売買行為が納税行為と密接に關係している点から加署したとも考えられる。しかし近江国大國郷の場合、郷長が極く短い任期で交代しているのに較べて、保証人又は郡雜任として加署している人々の頻度が高いことは、彼等の村落上の地位が非常に安定して来たことを示して居り、郷戸——五保——郷長による組織の動搖の帰結点をさすものである。そこで問題は刀禰に移る。

- ① 戸令、五家条 戸逃走条、三浦周行『法制史の研究』所収「五人組制度の起源」、清水三男『日本中世の村落』第二章保と村落、石母田正「古代村落の二つの問題」『奈良時代の村落についての一資料』。

② 前掲論文。 ③ 前掲論文。

④ 仁井田陞『唐令拾遺』による。以下同。

⑤ 戸令新附条義解「保証者、保保人也。証証人也」。同穴説「保証相須。保謂「五保内五人」也。公式令須責保条義解当保内五人、同古記「皆以五人為限、謂不以五家為限、唯一家之人以五人為保耳」同跡説「五人・謂五保之人。若無五保之者量聽耳」。

⑥ 「大日本古文書」家わけ十八、東大院文書二の五六四。山城國宇治郡家地等売買寄進券文連券の第三。

⑦ 同右連券の第一。

⑧ 「寧楽遺文」下五一九頁。

以上三通の文書は昭和三十三年演習「令義解」聴講の際 岸俊男先生に御教示いただいた。

⑨ 「大日本古文書」三三四頁。⑩ 「平安遺文」七六三。

⑪ 戸令戸逃走条。 ⑫ 「平安遺文」一五、四四。

⑬ 吉田品氏前掲論文。 ⑭ 關訟律被害家告主司条。

二

五保に代つて土地売買の証判を行つた刀禰は、松岡久人氏<sup>①</sup>によると、郷長に代つて徴税を任務とした専当郡司(擬任郡司)又はその旧任者達と考えられる一方、売券の証判を加える場合は個々の官人地位による権限でなく、在地において現実に有する社会的な重みに基づいており、郷日代

や郡目代は在地の刀禰のうちから任命された、と公権とは別の原理からも考えておられる。確かに刀禰が有している在地性と官人的性格は古くから注目されているが、<sup>④</sup>制度的にも、在地における具体的な地位も力も断片的にしか明らかにされていらないので、次にこの点にふれたい。但し、いうまでもないことであるが、一口に刀禰といつても、天平八年薩摩国正税帳<sup>⑤</sup>・天平十年駿河国正税帳<sup>⑥</sup>や古事類苑神祇部<sup>⑦</sup>から推量しうる律令下級官人の総称としての刀禰から室町時代の荘官名としての刀禰<sup>⑧</sup>に至るまで種々あるが、平安初期から中期にかけて特徴的であつた保証刀禰に問題を限定したい。更に同時代の刀禰でも、地方の刀禰と京師の刀禰とその任務が異なる如くに見えるので、先づ別々に考察したい。

京師の刀禰は一坊を更に四つに分けて、その一区劃<sup>⑨</sup>保毎に幾人かの刀禰を任命している。この保は律令政府によつて同じく隣伍の保と言われても、<sup>⑩</sup>そもそも京師の成立時に宅地の下賜・配分が行なわれてでき上つた行政上の一区劃であるから、純粹に地縁的に結ばれている。一保に含まれる家数は、特殊な例であるが二三の例をあげると、大同

三年に左衛士坊は一八〇家、右衛士坊は七八家、<sup>⑪</sup>承和十四年に西京衛士町に三〇余烟<sup>⑫</sup>とあるから、平均三〇戸前後で構成されていたのであろう。この保にも最初は刀禰でなく保長がおかれて、非違・姦濫を糺すことをその勤めとしていたが、皇親の居や卿相の家が入り交じつてこの制が徹底しないので、貞觀四年に親王及び公卿職事三位已上の居る所は家司を保長とし、无品親王の居る所は六位別当、散位三位以下五位以上の居る所は事業を以つて保長となし、その徹底をはかることにしたが、<sup>⑬</sup>それでもまだ十分でないので昌泰四年に六位院司官人を保長とし、保内の肅清にあたらせることにした。更に保長のない保は隣近の保長が兼督し、保長の本主の転動・転宅によつて保長が移住した場合はずぐ後任を任命し、もつて有名無実とならないようにした。更にこの時、保長が督察の勤を怠つたり、保子が保長の命令をきかない場合は陸贖を論ぜず違勅罪にとわれることとなつた。<sup>⑭</sup>そして結保帳なるものを左右両職に作らしめている。これによつて保長は元來は保子に対して何の權威ももたなかつたのが、或る種の律令官人を保長に任命して兼職せしめ、その命令を官のバックアップで徹底せしめる

ようにした事情をうかがい知ることが出来る。その任命には京職が当つたが、職務の性質上検非違使と關係特に深いためか、検非違使が任命している例もある。平安初期の京師内の家地売券は、延暦七年十一月十四日附のものから延喜十二年七月十七日附のものまでの間のものには残存しないが、この二通には保証が加署しており、続く延長七年六月二九日附のものには保証刀禰四名が加署しており、天元二年十月二日附の七条令解には売買地左京七条一坊三保の刀禰であることを明記して加署している。次いで長元八年の一連の左京保刀禰請文によると各保に刀禰が存在している。これによると京中のよからぬ人々が党を結んで雙六をこととしてゐるのを禁せんがため、制止をばからず尚雙六をする者の交名を注進するようにとの検非違使庁の符に對する請文である。播磨国大掾播万貞成解によると、播磨国司の許へ従者・馬を引きつれ上つて来たところ、西七条の刀禰安倍清安・豊延という者が、隨身を数多くつれて西七条のはずれまで出てきて、貞成の従者の馬を盜物の物と稱して奪い取り、従者近正を禁獄して了つたと訴えている。又小右記長元四年正月廿三日条に藤原実資の住していた保の

夜行者・夜警者がとらえた二人の放火犯の嫌疑者を刀禰が引きつれ検非違使に附託した旨があり、刀禰達が検非違使に付いて非違の檢察に當つていたことを示している。更に僧頼命が外祖母宗岡武藏女から譲りうけた地を武藏女の夫良算及び後妻小犬女が押領せんとするのを停止せんことを検非違使庁に訴えたのに對して、同地の左京四条三坊の刀禰に頼命の領知を実現させることを命じている。ここでいわゆる保証刀禰と保刀禰との同一性が示されたわけで、彼等刀禰は検非違使の実力を背景に、保内の非違の檢察・所有權の保護（これも非違の檢察に含まれるべきものであろうが）に當つており、その職務内容の類似性から前述の保長の後身であり、保長に下級律令官人が登用されたことから、かつて彼等の総称であつた「刀禰」という名称が特殊的に用いられるようになったのであろう。しかし、それは質的にはすでに轉換をとげており、も早や律令制が最初に意図した任務ばかり重いが何ら実力のない者による統合でなく、町々の生活に密接に定着しながら、且権力を附与された者を創り出した。最初は下級律令官人の兼職にすぎなかつたが、かく編成することによつて新しい実力者を育てる結果

になつたとも云えるであろう。彼等は最初は必ずしも世襲ではなかつたであろうが、次に示す文書は、十一世紀中葉より刀禰が世襲になつたことを示している。

補保刀禰一

檢非違使序下 九条二坊刀禰職事

常陸光方

右件光方已三代刀禰者、早補任保刀禰職、令知行保内一故下。

応徳二年四月十七日

左衛門大尉藤原朝臣

刀禰が職となり、世襲される様になつたのが、郷司が職となり世襲される様になつた時と期を一にしているのは、極めて興味深い事実である。又条・令・坊でなく、保という最小の行政組織を単位として、刀禰の活躍

地方下級官人(掾・目など)	13
中央 "	16
うち八省官人代	4
衛門府府生等	6
内豎・舎人	6
僧侶	2
不明	22

がなされていた事に注意しておきたい。尚前述の左京保刀禰請文及び売券加署者によつて刀禰の出自を分類すると上の如くである。

次に村落の刀禰は何を單位に置

かれていたのであろうか。史料の示す所では郷刀禰あり村刀禰あり浦刀禰ありで頗るはつきりしない。ところで、山城国紀伊郡深草郷の場合、安和二年七月七日に当郷内法勝院内西僧房一宇が灰燼に帰し、内部に保管していた田地公驗文書等をすべて焼失してしまつたため、今後の証驗とせんが為随近在地国郡刀禰の証判を請うた文書に、刀禰が証判を加えているのであるが、彼等は下村四名・中村六名・上村六名と所属を分けて記している。しかし同じ深草郷でも延暦十九年六月廿一日附山城国紀伊郡司解では四名の刀禰が、弘仁八年八月十一日附山城国紀伊郡司解では五名の刀禰が加署しているのみである。その間一七年を数えるのみであるが重複する者は一名もない(姓だけしか書いていないものは比較の仕様がなないが)。これは売買地が深草東外里と深草里三三三・三四坪と所在の場所が異なることに由来するものではなからうか。更に長徳三年に、夫故物部茂興が存生中に借用した米の返済をせまつて、後家内藏貴子の老母や弟までを勘責し、地及び屋等の文書を丹後掾兼信が横に奪取り、随近刀禰の署判を成さしめたという非道を訴えた内藏貴子解<sup>④</sup>に出て来る兼信は深草郷の刀禰の長であり、その



為刀禰等は兼信方に従い、貴子方の文書の証判をしてくれなかつたため、直接検非違使庁に丹後掾秦兼信の非法を訴えている。又伊勢国の場合では、大治五年大神宮司庁宣案によると、井手郷の中の横道村・大國村各々に村刀禰があり、応徳二年稻木大夫延能神主從類卅余名が川合庄田岡前里五反に非道の押殖をなし、制止を加えた東寺使の頭に破磔を加えた事件に関する日記に岡前村刀禰御箇預原用吉が加署して居り、更に保安三年伊勢国大國莊專当解に稻木村刀禰荒木田延明が見える。次に伊賀国名張郡では、康保三年伊賀国夏見郷刀禰等解案によると夏見刀禰宇奈抵社祝磯部・伊賀忠光・志貴重則の他に夏見郷薦生村刀禰として伊賀単明・右兵衛伊賀恒滋・栗田良恒が名を連らねており、更に天永元年伊賀国名張郡々司等勘注に保証刀禰として矢川村刀禰伴重守・中村刀禰大村・夏見村刀禰藤原成助がある。黒田庄では右の公郷刀禰の外に庄官としての刀禰が置かれていたが、彼等が「御庄村々刀禰」と呼ばれていたことは、その原型である公郷刀禰が村を単位に置かれていたことを間接的に示すものである。

右の諸例から、律令制における郷をいくつかにわけた村

（恐らく自然聚落）を単位として、各村に数人の刀禰がいたと思われる。売券の証署に当つたのは売買地が属する村の刀禰達であり、一名く八名もの偏差があるのは、大和国大岡中郷の天元三年から長保四年に至る六通の売券が示すように刀禰を称する人々が必ず全部証判を加えるとはかぎらないことの反映であり、郷刀禰として一名があげられている場合は、前にあげた深草郷の刀禰長としての丹後掾秦兼信や、平城左京七条四坊の地の土地売券に四名の刀禰の加署のあとで署名している惣刀禰散位中臣俊行や大和国平群郡坂門郷で僧長仁が強盗に押入られて畠の文書も盗取られたための紛失状に四名の刀禰と共に署名している惣刀禰春日宿院司散位藤原朝臣の様に、刀禰を統轄する立場にある者であろう。彼等は丹後掾秦兼信の例が示すように、又他の場合でも惣刀禰を称する者の律令的官人地位が相対的に高いことから、他の平刀禰達よりも有勢な立場を維持していたものと思われる。

村落におかれた刀禰は、伊賀国の場合、

郡司刀禰等者国衙進止、檢田檢島之時、以彼等為圖師致沙汰之

処<sup>⑤</sup>

とあり、保証刀禰として加署する以外には、在地への下文<sup>⑨</sup>の多くが郡司并刀禰と併称しているのを見ると、郡司と共に国衙の支配を受けていたものと思われる。但伊勢国においては刀禰はいつも檢非違使と共に行動し、祭主の支配を受けているが、これは神郡としての特殊性にすぎず、本質的には他の国衙領と変わらない。彼等が刀禰たることによつて如何なる特権を許されていたか、直接それを示す史料は残されていないが、青蓮院領山城国八瀬里の場合、

八瀬刀禰乙犬丸解 申請青蓮房僧都御房政所裁事

請被殊蒙慈恩、任本免除道理、事子細令申大僧正御室給、早令免除俄袖夫役充責凌、不安愁状

右乙犬丸謹檢案内、年来之間、為彼里刀禰職、尤偏所被免除雜役也。然今年始俄充負袖伐夫役、所被責凌慳、甚以非例尤深、只寺家下部等上下之間、供給等勤仕之、於此袖条者、為愁、不知之下略一

寛治六年九月三日 刀禰 乙犬丸

この例よりすると八瀬里の刀禰は寺家使が来過する時に種々の接待を勤仕する代りに他の雜役はすべて免除されてい

けられた者が集つて組織された座」の一員であつたことは極めて興味深い事実である。これより直ちに公郷刀禰の在り方を断定することは出来ないが、伊賀国黒田庄において前述の如く村々刀禰が存在したこと、彼等の行なつている任務が他の庄官と共に土地売券に加署したり、庄の住人貞・末房・延末等が牛馬を盗取つた過料として、先祖相伝・開発・買得年来所持の作手を庄預所勾当頼違に去り渡すに際して立券報示を行なつたりしていること、大和国際庄の土地売券<sup>⑩</sup>に刀禰として預所・庄司・専当等が加署していること等々をもつてすれば、莊園における同時代の刀禰は後述する国衙領の刀禰の果す役割に準じていたと考えるべきであり、又逆にこれ等莊官刀禰を以つて類推するに、国衙領における刀禰も何らかの雜役免の権利をかり得ていたものと考えられる。

次に村落において刀禰はどんな生活を送つていたであろうか。先述の伊勢国稲木村刀禰荒木田延明の場合について見よう。彼の父荒木田延能は太神宮権禰宜従五位上なる身分を有する伊勢神宮の下級神官であり、又春には東寺川合庄政所に請文を出して庄田の耕作を願う田堵の一人でもあ

つた。ところが或年(応徳二年)それまで連年地子米を未進したこと、請文を提出しなかつたことを理由に請作地三町のうち二町の耕作を停止されてしまつた。延能は該地が古作庄田であり五代相伝の作であると訴えたが今年の耕作は許されなかつた。地子米未進については前検非違使であり前下司であつた物部頼季の官物未進とも関連するので暫くおくとしても、延能の従類三十余人が俄に論田にやつて来て、他人が既に下種した上に更に播種を重ねるといふ非行をなし、制止を加えた寺使に対し凌躒するという乱暴をしたと言ふ<sup>⑩</sup>。彼延能は通称を稲木大夫と称した如く、その本拠を稲木村に置いていたらしい。子延明は稲木村の刀禰となり、保安二年八月の洪水によつて破壊された堰溝を修理するのに際して、以往の溝口を少し修理すれば十分であるのに大國庄の中央を通る大溝を庄司在京の間に大神宮に訴えて外題を掠め取り、勝手に掘つて、庄田一町三段を荒廢に帰せしめた稲木村住人の行為の中心人物となつたのは他ならぬ彼荒木田延明であつた<sup>⑪</sup>。当時堰溝が破損した場合、領主が人夫食料を支給するか、修理の功を認めて所当米を免除せられるかであり、その裁許がないのに開発するのは

無益なことだと庄田田堵は考えているのに、公郷住民が積極的に大きな堰溝を掘つたのは、三世一身法の考えに端を発して、公水を用いる田は公田であるとの律令法により強力に対抗して私有権を主張し得ることが根底にあつたのではなからうか。更に権禰宜荒木田延明は下総国権介平経繁が私領下総国相馬郡布瀬郷を皇太神宮に寄せるに際して、口入神主となり、毎年貢進される田反別米一斗五升、畠反別五升の官物と土産物としての干鶏佰鳥・塩曳鮭百尺の半分を供祭料として一禰宜神主元親及びその子孫に寄せ、残りの半分を自己の得分となし、寄文三通のうち、宮庁と本領主と共に一通を自分のもとにとどめている<sup>⑫</sup>。これを通して見るに、刀禰荒木田延明は公郷稲木村に本拠をおき、その住民を組織して水利灌漑を行ない、従類三十余名をしたがえる土豪であり、神宮庁にあつては下級神官として積極的に働いて領主権の一部を獲得した実力者であつたが、尚且東寺との関係に於いては、一年毎に請文を提出し、官物を皆済することによつてのみ庄田の耕作を許される不安定な田堵の地位にあつた。この二面性が刀禰の存在をとく一つの鍵となると思うので次節でもう一度ふれたい。

次にこれも前述の山城国紀伊郡深草郷の刀禰長丹後掾秦兼信は、物部茂興に米二斛五斗を貸し、彼が借米を返済せずになくなつたので年々息利を加えて十倍の廿五石の米を後家及び彼女の母弟から取らんとし、弁さないと負物代として彼女等の所有する家并家地を押取らんとする、典型的な私出挙を行なつて私富をつんでゐる人物であつた。

又永承七年十月の元興寺領近江国愛智荘坪付注文の中に、田堵として刀禰久茂が出て来る。この文書は前欠でもあり、愛智荘以外の所に本拠を持つていたかもしれないとは十分考えられることであるが、とにかく彼はこの荘内十条八里十坪の地に二反六〇歩と十一条七里卅六坪の地に四反の田を耕作し、後に十一条八里五坪の地に一反一〇〇歩を僧道仁より取得している。この荘の田堵のうち秦利吉は十二条九里・十里の近接坪に総計四町余の請作地と屋居を持つており、この外一町を越える請作地を有する田堵は十三名を数えるから、刀禰久茂が特に有力であるとは言えないが、刀禰身分の者が同時に田堵身分でもあつた事の一つの例証となる。

なお、農村の刀禰においても、その出自を見るに、国衙

の下級官人・郡司代、地方神社の神主・祝・禰宜、僧侶が多く、伊勢国の場合はその殆んどが太神宮神官であり、山城・大和国の場合、右の外に京師の刀禰と同じく舎人・中央官庁の下級官人も相当数含まれている。

総じて刀禰は村落において、公田を耕作すると共に庄田の請作をも行ない。荒廢地を開墾して治田の所有者ともなり、私出挙によつて動産も貯え、支配下に何程かの下人を従えるいわゆる富豪層・大名田堵と呼ばれる階層の者が、他方に於いて下級律令官人として支配者組織の末端にも連なり、それによつて自己の權益をも保護されようとした村落における特定の階層をさすものであり、最初は彼等の中の数人が刀禰として公的機能を果していたが、次第に世襲的に固定されて行つたものである。

① 『歴史学研究』前掲論文。

② 福津正志氏「刀禰について」『歴史学研究』八七号、清水三男氏『日本中世の村落』第三章、石母田正氏『中世的世界の形成』第一章第一節。

③ 「寧楽遺文」二七七頁元日拝朝庭刀禰国司以下少弐以上惣六十八人。

④ 「寧楽遺文」二二七頁。

元日拝朝 刀禰十一人 国司史生已上三口



④ 「平安遺文」二一六一—三・二一六七。

⑤ 同右 三六六。 ⑥ 同右 六九五。

### 三

最後に刀禰が村落において果していた役割について述べたい。第一に村落内部で起つた事件（刑事的のものも、民事的のものも）の経過や結末を直ちに記述する事を当時日記を立てると称し、後の裁定の証拠文書となる非常に重要なものであつたが、刀禰は当事者の立てた日記にその事実なることを保証する署名を加えたり、又刀禰自身が日記を作成する場合もあつた。前者の例には前述の稲木大夫荒木田延能のよこしまな行為について大因莊専当高橋成任が日記をたてたのに対し、在地岡前村刀禰泉用吉が、

件日記被注稻木小大夫徒類所為、殆似乱行企、不待使沙汰、件田  
競殖之上、為沙汰雖加制止、不承引旨実正也。仍加進署名之。<sup>①</sup>

として加署しているものがある。後者の例として、故皇太后宮御領大和国野辺園屋一字が納稻と相共に長保元年閏三月十日夜焼亡したが、此時刀禰は国使・郡使相共に日記を立てたという記事があげられる。なお康平五年僧蓮照日記<sup>②</sup>

に、法隆寺五師真増が蓮照所有地の類地なので坪付などを知りたいと言つて蓮照の許に來たので、蓮照は公験を見せ、要事の為少時外出した間に真増は公験の案文を作り且蓮照の公験の文字を書損じたことを記した後に、字点等を損ぜられし事見逢人々として僧数名が加署し、天喜三年撰津国水成瀬莊地子米結解に、

件坪々田、毎年除荒依作所注進明白也、仍加証判傍田堵等

として凶師他二名が加署している。此等の例が示すように、このようなことは、村落の生活に直接にふれ、否それ以上に生活を共に送つていないと出来ないことであり、刀禰の在地性を云々される所以の一つはここにも存するのである。住宅焼亡の為或は強盜に押入られた為に田畠所有の基となる文書を失なつたため、紛失状を作成して刀禰の加署を請う場合、本来ならば田畠の存在する在地の刀禰の加署が必要なわけであるが、焼亡住宅の存した即ち住郷の刀禰の加署によつて（従つて強盜が押入つて負物等を盗取つた事は事実であるが、何を取られたかは知らないと刀禰が加署している例がある<sup>③</sup>）紛失状としての機能を果し得た場合は、刀禰のこの性格によつていられるわけである。更に紛失状を完全なものとする

るためには、大宰大貳平経平宅解<sup>⑤</sup>の如く、焼亡紛失実なることを左京職判により、田畠四至阡陌を明知庄のある美濃国国判と可児郡<sup>(目)</sup>四理郡家兩郷の在地刀禰の加署を必要としたのである。第二には村落内部の治田・家地等の所有権を明らかにすること、これに関連して、百姓治田・家地の売買が事実なることを証明し、所有権の移転を確認することであつた。律令制においては本来的には園宅地及び墾田しか売買を許されなかつたわけであるから、口分田売買を防止する意味で必要であり、奈良末期から平安初期にかけての売券は如実にこれを反映している。しかし又一方では、墾田とは言い条、ぼんやりしていたら常に収公されて公田化される可能性も、大土地所有者の困い込みの内部に組入れられて、私有権を失なう可能性も常に存在していたわけであるから、殊に自分自身を守るに力の弱い小規模墾田所有者はその権利を保護してくれる者が必要であつた。律令政府自体は百姓墾田を質的には社寺皇親家其の他の有力者の墾田と同じ次元で所有権を認めており、更に寛平八年四月二日附の太政官符によつて、一町の開墾を請願つた百姓が微力な為に三四反しか開墾出来ないたため、「受<sub>レ</sub>地之後、

至<sub>二</sub>于三年一本主不開、聽<sub>二</sub>他人開墾<sub>一</sub>」の格を悪用した有力者に開墾を終つた地までも未墾の地として押掠されるのを防ぐため、百姓墾田に限つて一町のうち二反の開墾が期限内に完了すれば、更に改判しないう改正を行なつて百姓墾田の保護に努めたのであるが、村落の現実の力関係はそれを越えて、百姓治田を含んだ大土地所有を現実に出現させ、特に寛平八年四月四日附大政官符によると、東大・元興・大安・興福の諸寺は、修理材木を採らんが為に寄せられた柚山の四至内にある諸郷百姓の口分田・治田に対し百余歳に及ぶ慣例を破つて仁和の頃より地子を取り立て始めたと言ふ百姓の愁状により諸寺は百姓から従来通り地子を徴収することをとどめ、その代り百姓が自由に山中の樹木を伐採することを禁じた。ということは仁和の頃までは百姓達が必要に応じて樹木を採取することは許されていたのに、九世紀末になつて、「山川蔽沢之利公私共之<sup>⑥</sup>」の令の原則がくずれて来て、大土地所有「山林原野の占定によつて、農民の再生産構造に衝激と変化を与え始めたことを物語つている。

こうした動きを表わす事件の一つに、東大寺領板蠅柚の

問題があり、石母田氏も『中世的世界の形成』<sup>⑩</sup>の中で取り上げておられるが、この事件は、東大寺と在地（夏見郷）刀禰との関係ばかりでなく、東大寺と勘解由長官藤原朝成・夏見郷刀禰と隣郷大和国都介郷刀禰との関係入り交じつて複雑な様相を示している。康和元年の頃、藤原朝成は転経院延珍僧都の所領広瀬牧と薦生牧を伝領したので、その所屬する都介郷と夏見郷の刀禰に名として立券する様帖送した。ところが広瀬牧については問題なかつたが、薦生牧は東大寺領板蠅袖四至之内であると云つて夏見郷刀禰は立券をさけ、寺と藤原氏とで直接話をつけさせようとしたので、都介郷刀禰は藤原方の伝領は明白であり、その地が東大寺領だと聞かないと別に四至糺繆記を作成したが他界の刀禰の権限外だとして立券はしなかつた。実際は藤原方及び都介郷刀禰の方に理があつて、夏見郷刀禰も、もとは板蠅袖は薦生牧を含まなかつたことを認めているが、先年、東大寺前別当僧都が大仏殿角材を出すため当地へ来た時、使を放つて四至の勝手を勝手に打ち、薦生牧もその四至内に押込めてしまつたのであるが、其後十数年を経たのに誰も相論を起さないのでもそのまま現在に至つていと述べて

いる。東大寺側もこの弱点を暗に認めて、牧に便宜之地は牧とし、袖に便宜之地は袖としようとして申出て、結局、薦生牧の言い分通りに刀禰によつて立券されたが、東大寺も全く後退したわけではなく、牧の四至内のみを藤原方に譲つたのであつて、拡大した四至すべてを撤回したわけでない。但刀禰等は牧の四至内にも治田公田が存することを認め、「本自任図帳公驗、牧可領之、以牧領掌、他人可領之以其人領掌、公田又官物租稅毎色弁進、其來尚矣」と旧來から設定されていた権利の擁護をなしている。特に大土地所有者同志の相論は刀禰は手を引いて両者の話し合ひに任せている点、東大寺別当が勝手に四至を拡大したのを知りながら、拡大してから十数年相論なく過ぎていと慣習的にその四至を認めて、その間何ら主体的に抗議しなかつたことは、刀禰が擁護しようとした権利自身が、未分化で弱体であつたが一方、都介郷の刀禰が事実を知つていても他郷の立券には関与しないこと、中村刀禰が中村と夏見郷との境にあつた助信私田畠について、当該地は検田帳によると夏見郷の中であり、その郷界は清友の大木と定めてあるから中村刀禰の進止ではないと言つてゐることからして、各



村刀禰の地域的管轄は恐らく確定して居り、令制に於ける郷長の支配下にある田が郷内戸占有田であつた段階<sup>⑩</sup>とは明らかに異なつてゐる。

大土地所有者に対してはかく無力であつたとしても村落内部での山野の開発は刀禰があづかつて力があつたことは次の事実が証明している。寛弘七年に伊勢国二見郷廿三条二見里を開発せんとした石部千吉は、該地が実際に荒野であることを証する署判を二見郷の刀禰に請い、やはり二見郷浜大浦を開かんとした僧長恵は、該地は先に刀禰福時が開墾を申請した土地であつたが成功しなかつたため、改めて自分に開墾するのを許してほしいと述べ刀禰及び同地の地主高宮御塩焼物忌從七位服連兼村が加署している<sup>⑪</sup>。更に永保二年正月廿日永作手田宛行状によると、刀禰四名及び預が僧知増に荒田畠を充行つて開墾せしめ、永作手を許した例<sup>⑫</sup>があることよりして、地域的にも限定された村落内部の荒野開墾を管理する任務は刀禰達の手に握られていたと考え得る。しかし未だ刀禰の独占する段階には達してないことは、僧長恵が開発しようとした地は、刀禰の古開発田であること、承安四年の紀伊国紀実俊解によると、彼の

組成実朝臣が村刀禰なる時附近の住民を相語らつて久重名内松門名を開発したが<sup>⑬</sup>、作人達（『住民達』）が所当公事・雑役を徴せられるのを嫌つて再び荒廢してつた由を述べ、<sup>⑭</sup> 国符が

寛弘五年以往荒廢公田者、縦是大名之古作、可令許作小人之申請、但有本名不荒古作猶共欲加作者、那司憶檢其新古之坪、可停他名之申請也。

とのべているこの政策は、刀禰によつて現実に遂行されたであろうし、又この点で刀禰の属する階層と国衙の要求は一致したわけであつて、刀禰が積極的に支配組織に侵入して行つた意義もここにあると思う。しかし前述の成実朝臣が附近住民を相語らい協力して開墾をはじめながら、結局彼等の反対に逢つて失敗した事實は、当時の郡・郷司による開墾が、五千余人の功を尽くして五十町余の田畠を開墾し、その勲功を以つて別符の保として永く領知を許された秦為辰の例<sup>⑮</sup>が典型的に示すものとは、全く質的に異なつてゐる。即ち第二節の終りにのべた大名田堵的な在地の有力者達が、相寄つて共同組織を作り、未だ不完全な権利でし

かない土地私有権を相互に守り合い、同時に律令制を離れてはその生活も何も存在しないと云う段階で、或いは下級律令官人となり、或いは郡司の徴税に協力することによつて自らの地位を確立しようとしていたのが刀禰の具体的な姿であり、共同組織内での各人は比較的独立的な地位を保つていたのであろう。勿論この共同組織に入り組むことの出来ない多数の農民がいたことも見のがすことの出来ない事実である。

彼等の土地所有に対する保証は時には田籍に優先するものであつた。延喜六年師資相伝によつて家地並びに墾田を伝領した東大寺上坐慶賛は、同地を己墾田と称して領知を妨げる元興寺僧玄阿の横暴を停めんがため、刀禰及び郡衙に愁申したが、刀禰等の公務いそがしく五年ばかりそのまま打ち過ぎていたが、十一年に至り双方の公験を相対し是非を決せんとしたが玄阿方は国郡帳に元興寺田とあることのみを主張して公験を出さなかつたので刀禰等は慶賛の公験を正当と認めることにしたので、これに従つて、国衙・郡衙も慶賛の所有権権を認めている例がある。特に刀禰の証判は、「在地郡内明白」<sup>⑮</sup>であることに対して上下諸人の

代表としてなされるのであり、特に長子一子相続の支配的でないこの時代では、相続すらも公に知らせて在地の証判を請け、子孫にも知らしめることが最も道理になつた方法であつた。<sup>⑯</sup>従つて刀禰による保証は、単に律令国家によつて認められているからだけでなく、地方の小さな地域共同体の中で、その行動が常に皆によつて認められているという事情によつてより一層完全に機能したのである。

- ① 「平安遺文」一二三八。
- ② 同右 四〇一。
- ③ 同右 九八一。
- ④ 同右 九四一。
- ⑤ 同右 六三七。
- ⑥ 同右 一一六〇。
- ⑦ 田令。
- ⑧ 「類聚三代格」天平十五年五月廿七日、同右弘仁二年正月廿九日、但量的に許可される田代は有位者程多いのは云うまでもない。
- ⑨ 「類聚三代格」。
- ⑩ 同右。
- ⑪ 雑令。
- ⑫ 前掲、第一章第一節。
- ⑬ 「平安遺文」二七一、二七三―二七七、二八一―二八四。
- ⑭ 同右 一一三五。
- ⑮ 吉田晶 前掲論文第一節。
- ⑯ 「平安遺文」四四八。
- ⑰ 同右 五四七。
- ⑱ 同右 一一八九。但小泉御庄内とある事からして公卿刀

禰ではないかもしれない。

⑩ 同右 三六七〇・三六七一。⑭ 同右 四五七。

⑪ 同右 一一一三・一一七一。

⑫ 供御稲の徴収については、「平安遺文」三六七、水馬役の徴収

については同右一六九一、地子未進勘文の作成については同右二一五七などの例がある。

⑬ 「平安遺文」二〇六。⑮ 同右 三八一二。

⑯ 同右 一三二七。

### おわりに

右に縷述してきた刀禰は、土地売券が地種を記さず、売買当事者のみで作成される様になるのと時を同じくして、保証以外の役割を果す場合も、漸次史料から姿を消して行く様である。

かつて寛治年中紀伊国散位坂上経澄は会剛峯寺々司行賢殺害のかどをもつて山前八多山八十町の所領を高野山政所から奪われたが、その返還を願つた解に在地随近刀禰として十数名の加署を得て提出したが、高野山の大家評定によつて山上を追却され、所領は返還されなかつた<sup>①</sup>。ところが天治の頃、又高野山所司良快を殺害せんとした範勝が山上から追却され、親父長行任の所領も没収され、庄内住民に

請料をとつて耕作せしめたが、行任は範勝の行動に閑知しな

いとして所領の返還を願う動きに対して、庄内住民等がこれに反対する解を提出している<sup>②</sup>。この二つの文書署名者

を比較して上横手雅敬氏は郡司刀禰の勢力が没落して、没

個性的中小名主集団に変化して行くと考えられたが、後者

の場合、刀禰なる名称も官人的地位も書かれてはいないが、

坂上氏の場合行澄・時澄とその一族である事を示している

し、僧侶達も寺の三綱達であつて、特に勢力の交代が行わ

れたとは思えない。少し時代が下るが、応保二年大和国添

下郡秋篠郷内の地を紀国末が売却した際に加署した刀禰達

は太郎・二郎・三郎等の極めて名主的な名をもつていた。

平安中期以降口分田と墾田の等質化<sup>③</sup>が一般的となるにした

が、保証刀禰はその特殊な役割を果さなくなり、新し

く名主層の中に発展的に解消してゆくものと思われ、村落

結合もあらたにそこから生れるであろう。

① 「平安遺文」一二七一。

② 同右 二〇四三・二一二三。

③ 上横手雅敬「武士団成立史の一齣」『史窓』九。

④ 村井康彦「名成立の歴史的前提」『歴史学研究』二二五号。

## On *Hoshôtone* 保証刀禰

by

Yasuko Akimune

It is well-known that in the dissolving process of the *Ritsuryô* 律令 system the real power of the local government shifted from *Gôchô* 郷長 to *Gôshi* 郷司. *Tone* 刀禰, who seemed to do an assistant part under this *Gôshi*, was a powerful resident man (of *Daimyo-tato* 大名田堵 existence, really resident in a village, doing *Shisui* 私出举 and others, cultivating *Kôden* 公田, *Shôden* 庄田, *Konden* 墾田 with followers) as a unit of *Ho* 保 in Kyoto and of village in the country, in place of the *Goho* 五保 system with weak power of unification, and his duty was examination of *Hii* 非遺 and guarantee of a private land under the control of *Kyôshiki* 京職 and *Kokuga* 国衙. In case of a special private right owning only *Konden* *Tone* acted a part of community in a village, authorizing colonization of a waste land under his leadership: in case of general identification in ownership of *Kubunden* 口分田 and *Konden* he seemed to be included in to *Myôshu* 名主.

## A Study on Land-owning in *Liang-chê-lu* 兩浙路 in the Period of the Northern *Sung* 宋 Dynasty

by

Yoshiro Kawahara

*Liang-chê-lu* 兩浙路 has already constituted a main rice-producing area in the *T'ang* 唐 period, where a large reduction of house numbers and production has occurred because of the disturbance at the end of *T'ang* and the rule by maney 錢 family in the Five Dynasties, which means the reduction of tax-payers' houses on account of overburden, not of the productive power itself which seemed retained in the land-owning itself as a potential productive power: along with a superiority in land power, thanks to the emancipation from the overburden of early *Sung* 宋 period, in *Sung Ehu-hu* 主戶